

令和5年

第4回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 2日間

自 令和5年12月12日

至 令和5年12月13日

月 日	曜日	会議、休会、その他
12月12日	火	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、議案審議)
12月13日	水	本会議(村内視察、一般質問、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和5年第4回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第63号	令和5年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)	令和5年12月12日	原案可決
議案第64号	令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第65号	令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第66号	令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第67号	令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第68号	令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第69号	伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第70号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第71号	伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	〃	原案可決
発議第6号	伊是名村議会議員の請負の状況の公表に関する条例	令和5年12月13日	原案可決
発議第7号	米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議	〃	原案可決

令和5年第4回伊是名村議会定例会会議録 第1号				
招集年月日	令和5年12月12日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和5年12月12日	10時54分	議長 潮平そのみ
	散会	令和5年12月12日	15時28分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

8番	伊禮正徳	1番	高良真伊
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和5年12月12日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）
伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

令和5年第4回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時54分

2. 付議事件及び順序 令和5年12月12日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6	議案第63号	令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
7	議案第64号	令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
8	議案第65号	令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
9	議案第66号	令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
10	議案第67号	令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
11	議案第68号	令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）
12	議案第69号	伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第70号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
14	議案第71号	伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和5年第4回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は8人です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時54分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番伊禮正徳議員、及び1番高良真伊議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日12月12日から12月13日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月12日から12月13日までの2日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。令和5年9月1日から11月30日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告といたします。

9月11日(月曜日)、令和5年第3回伊是名村議会定例会が招集され、11日から15日までの5日間の会期で開催され、報告1件、認定8件、発議1件、同意5件、諮問1件、一般質問4件が提出され、議員各位及び執行部の協力のもと、無事原案のとおり可決、承認され、終了いたしました。

9月15日(金曜日)、村敬老会が開催され、議員共々出席しました。議会を代表して祝辞を述べ、敬老者の労を労いました。

10月18日（水曜日）、第5回伊是名村議会臨時会が1日間の会期で開催され、議案1件の審議を行い、無事可決されました。

11月8日（水曜日）、町村議会議員・職員研修会が読谷村の文化センター鳳ホールで開催され、全議員で出席し、演題「農業の可能性について」の講演を拝聴しました。

11月11日（土曜日）、第4回伊是名郷友芸能協会定期公演に全議員で出向き、出演者を激励しました。

11月19日（日曜日）、第36回いぜな88トライアスロン大会に全議員で参加し、選手に声援を送りました。

11月28日（火曜日）、第41回離島振興市町村議会議長会全国大会に出席しました。

11月29日（水曜日）、第67回町村議会議長会全国大会に出席しました。

11月30日（木曜日）、北部市町村議会議長会視察研修が東京都であり、局長と共に参加しました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和5年8月分から10月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

皆さん、改めましておはようございます。12月定例会招集いたしましたところ、全議員お揃いで誠に有難うございます。

先程、新庁舎移転後、初めての定例会ということで、議員の皆さん、そして職員のご協力もいただき、かぎやで風の舞踊、そして三線でカーリーをつけていただきました。誠に有難うございます。

行政報告の前に一言、去る11月19日に開催いたしました第36回いぜ

な88トライアスロン大会は、4年ぶりの開催となったことから、大会運営の中心となる職員の大会経験者が久しぶりの従事となること、そしてまた未経験の職員も多くなっていること、さらに当日中学校において島外で学校行事があり、生徒、教職員がスタッフとして従事できず、大会スタッフが不足するということが懸念されておりました。

そのようなことから開催前から神経をピリピリさせておりましたが、島外から医療従事者をはじめ、関係者のご支援、ご協力下さり、また初めてスタッフとして自衛隊のご支援、ご協力もあり、大会は事故やけが人等、大きなトラブルもなく、無事終了することができました。ここに深く感謝申し上げます。

また、大会スタッフだけでなく、沿道で声援を送り、選手を後押ししていただいた村民応援団の皆さん等のお力添えも忘れてはなりません、多くの皆さんに支えられまして、無事大会を終えることができましたことを心から御礼申し上げます。誠に有難うございました。

それでは、行政報告を申し上げます。8ページにも及びますので、要点だけ読み上げてご報告とさせていただきます。

まず1ページ、9月3日、伊是名村自治功労者：故山川ミエ氏様の告別式があり、参加いたしました。

7日（木曜日）、村文化・スポーツ功労者：故東江糸雄氏の納骨があり、参加いたしました。

同じく北部地区市町村老人クラブリーダー研修がありまして、村においてグランドゴルフ交流をやっておりまして、夜の懇親会に案内がありまして、歓迎の挨拶を申し上げます。島外から約30名、村内の老人クラブ会員約20名が参加しておりました。

8日（金曜日）、県企業局松田局長他3名が来村され、台風6号による断水のお詫びと調整タンク建設の件のお話がありました。

11日（月曜日）、9月定例会が招集されまして、5日間の日程で決算認定8件、補正予算3件、条例5件、工事契約2件、同意5件、報告1件、発議1件、陳情2件等が審議されました。

15日（金曜日）、村敬老会が支援センターで行われました。久々の開催となりましたが、当日会場において米寿該当者及びカジマヤー該当者に村から高齢者祝い金の贈呈をいたしました。

また、新百歳の福村トヨ様に内閣総理大臣及び県知事からの賞状及び記念品も代理で伝達いたしました。

16日、幼、小、中合同運動会が中学校の方でありました。

続きまして、2ページになりますけど、20日、トライアスロン大会協賛依頼の企業訪問をいたしました。

21日にチヂン園の「園内敬老会」がチヂン園でありまして、村の敬老会で贈呈できませんでした新百歳該当者の伊禮ノブ様と中川繁子様へ内閣総理大臣及び沖縄県知事からの表彰状等の伝達を行いました。

同じく沖縄電力名護支店仲松勇支店長他、ご来庁いただきまして、台風6号による長期停電のお詫び等のお話がありました。

27日（水曜日）、伊是名漁業組合長のモズク生産部会長、専務が来庁されておりまして、第42回豊かな海づくり大会北海道大会での表彰報告がありました。

同じく27日に合資会社信栄の東江武男さん、宇伊是名出身ですけれども、村の育英基金の方に寄附金の贈呈がありました。

28日、衆議院議員島尻あい子先生他公明党の金城泰邦さんが来庁されておりまして。

同日、夜18時からの懇親会も一緒に同席させていただきました。

同じく28日、庁議がございました。

3ページ、10月2日、沖縄県町村長視察研修が石川県の方であり、参加させていただきました。

同じく農業委員会の初総会があり、辞令交付等を副村長が対応しております。

同じく丸正印刷の創業57周年記念祝賀会がありまして、それにも副村長、教育長が出席し、村育英基金へ100万円の贈呈がありました。

6日（金曜日）、内花区地域活動拠点活性化施設の起工式及び安全祈願祭

がありまして出席いたしました。

7日から8日、9日まで役場庁舎の移転作業がございました。

8日には諸見の東江百子さんのカジマヤー祝いがありまして、祝辞を述べました。

10月10日から新庁舎での業務開始がスタートいたしました。

同じくその日、参議院議員伊波洋一氏、高良鉄美氏、前衆議院議員の屋良朝博氏が来庁されておりました。

4ページ、12日、幼保連携型総合施設整備策定委員会がありまして、15名の委員に委嘱状の交付を行いました。

18日、第5回臨時会が招集いたしまして、一般会計補正予算1件を審議していただきました。

同じく県企画部市町村課の真栄田課長他、役場来庁されまして、村職員研修派遣の依頼と市町村広域連携支援事業の説明がありました。

19日に琉球セメント株式会社の方から新垣部長他、来庁されまして、トリアスロン大会協賛金の目録贈呈がございました。

21日、コロナワクチン集団接種がありました。

同じくその日、勢理客の棚原キミさんのカジマヤー祝いがありまして、祝辞を述べました。

22日、コロナワクチン集団接種がありました。

24日、沖縄气象台藤川典久台長他、来庁されまして、定例の懇談会ではありませんけれども、その中で気象説明会がされました。

同じく庁議がございました。

26日、株式会社ATネットワークの福原優子副部長他、来庁されまして、11月13日からのJICA研修で7名が本村に来村されるということで、その事前あいさつのために来庁されておりました。

27日（金曜日）、沖縄の産業まつり&商工会特産品フェアがありまして、村のブースの方に村から島の元気研究所、伊是名酒造所、SAISAI、しーしゃファームが参加されたと伺っております。

28日、令和6年度職員採用2次試験が行われております。

29日、東村村制施行100周年記念式典がありまして、出席いたしました。

30日、北部市町村会の総会がありました。

同じく北部広域市町村圏事務組合理事会もありました。

31日、県企業局の技術統括官他、来庁されまして、伊是名村の漏水抑制及び有収率向上への取り組みについてお話いたしました。

11月1日、インフルエンザ予防接種、同じく陸上自衛隊第51普通科連隊寺尾大史他、来庁されまして、ちょうどトライアスロン大会ボランティア応援の現場視察ということで来庁されておりましたので、商工観光課にてあいさついたしました。

2日（木曜日）、村津波・地震避難訓練がありました。村各字、そして小中学校、保育所等、合計合わせて418名が参加されておりました。

同じく当日午後、名桜大と北部12市町村との懇談会がありまして、参加いたしました。

6日、伊是名漁業組合長伊禮米市組合長と協議をいたしまして、モズク加工場の整備についてお話をしております。

続きまして、6ページになりますが、みらいおきなわ地域振興部の津波古雄二氏が来庁されまして、フェリー切符販売のキャッシュレス決済導入についての話を伺いました。

同じく前田政義前村長が令和5年秋の叙勲（旭日小綬章）をされたということで、知事公舎の方で伝達式があつて、参加されております。

7日（火曜日）、名護海上保安署：新屋満署長他、来庁されまして、署長の赴任あいさつとトライアスロン大会の打ち合わせを行っております。

8日（水曜日）、株式会社かんぼ生命の佐喜真靖他、来庁されまして、次年度伊是名村においてNHKと共催で朝の巡回ラジオ体操を実施したい旨の打診がありましたので、それについては村も前向きに検討するというので、この前、お引き受けしたことを申し上げておきます。

9日、第36回トライアスロン大会の安全祈願を行いました。

そして10日、ツール・ド・おきなわレセプションがゆがふいんホテルで

ありまして、副村長が出席しております。

11日（土曜日）、保育所のおゆうぎ会がありました。

そして同日、ツール・ド・おきなわ伊是名島サイクリングがあり、名護21世紀の森の方から7時半にスタートしております。10歳から91歳まで47名が参加されたと伺っております。

同じく村郷友芸能協会第4回定期公演がアイムユニバースてだこホールでありました。700名余の観客がいたと終了後の懇親会で報告がありました。そして同日、寄附金目録贈呈がありまして、村長あいさつも述べさせていただきました。

13日、JICA研修生が来庁されております。

15日、全国町村長全国大会がありまして、出席いたしました。

同日、午後から沖縄離島活性化事業説明を県内離島町村の首長を対象に行われました。

16日、北部12市町村長と島尻あい子衆議院議員に要請行動を行っております。

同じく自見はな子沖縄担当大臣にも要請行動を行っております。

18日、キッズトライアスロン大会がありました。

そして同日、17時、いぜな88トライアスロン大会のオリエンテーションも開催されております。

19日、第36回いぜな88トライアスロン大会が9時スタートしております。安全祈願祭も行っております。

当日のエントリーはA組で281名、B組16組となっております。

18時から触れ合いパーティーを開催して、その場で表彰等が行われました。

20日、令和5年度沖縄ブロック無電柱化推進協議会ウェブ会議があり、参加しております。

21日（火曜日）北部農業士会比嘉政昭会長他、来庁されました。伊是名村と北部農業士会との農政意見交換会で来庁されたと伺いました。

21日から出張がありまして、沖縄県離島振興協議会総会他開催されてお

ります。

同日、宮城光正北大東村長が6期の任期を終えて勇退するという事で激励会も開催されております。

8ページお願いします。23日、伊是名村健康フェアがありまして、それには副村長が対応しています。

24日（金曜日）、2023離島フェアが26日までの日程で沖縄セルラースタジアム那覇で開催されました。4年ぶりのリアル開催となっており、本村から3店舗出店しております。漁業組合、伊是名酒造所、島の元気研究所であります。

9時半からオープニングセレモニーがありました。

同日、11時から会場内の会議室で離島診療所における今後の医療の確保に係る会議ということで、県、離島の市町村長、沖縄県へき地医療支援機構等々が参加されてありまして、医師の働き方改革導入における今後のへき地医療のあり方について意見交換が交わされました。

26日（日曜日）、関東伊是名郷友会総会及び懇親会がありまして、出席いたしました。約80名ほどの郷友会の方が参加されてありまして、議会代表で伊禮正徳副議長共々参加して、あいさつを述べております。

28日から北部市町村長岩手県の視察研修がありまして、副村長が参加しております。

29日（水曜日）、名嘉盛光氏、東京在住でありますけれども、西原在住の伊禮一美氏と来庁されておりました。

名嘉さんについては、自身が経営する新宿及び銀座のファミリーマートで伊是名酒造所の泡盛販売及び島のポスター等の掲示をされ、島のピーアール活動を展開されているということでお話されておりました。

11月に県内新聞でも紹介されており、関東郷友会のときにもあいさつしたところなのですが、また29日、島に来庁されておりました。

30日（木曜日）、株式会社エマオの会長及び社長が来庁され、庁舎落成を記念して、現代の名工末吉清一氏のガラス工芸作品の寄贈がありました。以上、令和5年9月1日から令和5年11月30日までの行政報告とさせて

いただきます。

議長（潮平そのみ）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。明日、12月13日午前中に全議員による村内視察を行いたいと思います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、明日12月13日午前中に全議員による村内視察を行うことに決定しました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定しました。

日程第6

議案第63号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第63号の提案理由の説明をいたします。

議案第63号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,739万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,346万1千円とするものであります。

歳入につきましては、10款地方交付税で1,500万円の増、14款国庫支出金で1,630万5千円の増、15款県支出金で2,489万5千円の増、18款繰入金で20万円の増、19款繰越金で498万1千円の増、21款

村債で601万8千円の増額となっております。

その主な内容としまして、10款地方交付税で、国の補正予算に伴う普通交付税の再算定による追加交付での増額、14款国庫支出金で、災害復旧費国庫負担金で災害査定に伴う減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、15款県支出金で、水産物供給基盤機能保全事業補助金及び沖縄振興公共投資交付金（上仲田線）の補助配分額の増額、18款繰入金で、尚円王の里いぜな島応援基金の増額、19款繰越金で財源確保の為前年度繰越金の増額、21款村債で事業費の増減による補正となっております。

歳出につきましては、2款総務費で3,585万9千円の増、3款民生費で104万9千円の増、4款衛生費で944万8千円の増、5款農林水産業費で1,334万4千円の増、6款商工費で243万3千円の増、7款土木費で1,870万9千円の増、9款教育費で325万7千円の増、10款災害復旧費で1,721万3千円の減、11款公債費で51万3千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、各款において沖縄県人事委員会勧告による人件費の増減があるほか、まず2款総務費で、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に給付金を給付する、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

3款民生費で、自立支援給付費の増額や児童虐待・DV対策等総合支援事業費の減額となっております。

4款衛生費で、塵芥処理費にて機器更新やフェンス新設による工事請負費の増額となっております。

5款農林水産業費で、水産物供給基盤機能保全事業費の増額となっております。

6款商工費で、トライアスロン大会補助金の増額となっております。

7款土木費で、沖縄振興特別推進市町村交付金（上仲田線）事業費の増額となっております。

9款教育費で、給食センター運営費にて食材価格高騰による賄材料費やフードスライサー購入費の増額となっております。

10 款災害復旧費で、災害査定による事業費の確定により減額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

令和5年12月12日、伊是名村長 奥間守。よろしくお願いたします。
議長（潮平そのみ）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

いま村長の提案理由の説明があつたんですが、以前からお願しているんですが、ぜひ紙媒体で提案理由の説明、大まかな事業内容を出してもらえればと、これまでお願いを何回もしているんですが、出してもらえないということは非常に残念であります。

そこで29ページ、村長口頭でやるものですから、私ちょっと聞き逃しがありまして、29ページの5款3項4目、ここで設計業務委託費というのがあります。その内容を聞き漏らしましたので、ぜひお願いたします。

紙媒体でやれば聞き逃しもなくなるんですけども、ぜひ村長お願しますよ。これまでも何回も言っているんですが、よろしくお願します。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

ただいまの東江清和議員のご質問にお答えいたします。

いま申しました漁港建設費の設計費の増額については、水産物供給基盤機能保全事業ということで、今年当初に伊是名漁港の船揚場の方の設計業務の方が採択されておりますが、県の方から予算に余裕が出たということで、伊是名村の方、ぜひ追加してやってもらいたいということで、この分に関して

は、勢理客漁港における防波堤の下の鉄部分、機能保全の方の設計業務の事業費となっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

伊是名漁港と勢理客の鉄部分の杭のもの、わかりました。

次に39ページ、10款1項1目14節、ここで道路橋梁災害復旧費ということで、崎原線の工事が減額になっているんですが、そこは台風で道路が浸食されたその件の災害復旧費の減額ということになるわけですか。この説明をよろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

それでは、東江清和議員のご質疑にお答えいたします。村道崎原線災害復旧工事、台風6号で被災しました箇所ですが、先に補正予算の方で3,000万円ほど補正をいただきまして、委託を発注しております。

委託発注後に工事の査定が11月に行われております。その査定の結果、その予算よりは下回った金額での査定となりまして、今回、減額補正ということになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

私、先程ちょっと伊是名漁港の件、質問終わりましたが、再度お願いしたいんですが、以前から伊是名漁港、これは字伊是名区にある漁港、その漁港の河口の立標について、これは漁民から非常にお願いがあるわけですよ。この事業と関連するものですから、ぜひ今回ちょっと質疑したいんですけど、これはウミンチュの皆さん、特に夜釣り及び潜り漁やっている人たち、あるいはこれからまたイカ釣り漁船も結構出ます。

漁港を出港するときはいいんですけど、帰るときが漁港の目印がないもの

ですから、外から入るとき、外からの水銀灯におされて漁港の入口がどこなのかわからん、100メートルぐらい近くにならないと、あの防波堤があって、干潮時に防波堤が高くなって、点灯している立標が見えないんですよ。これは正規な点灯立標ではなくて、簡易的なものをたぶん置いてあると思います。この件については、ずっと以前からお願いして5カ年ぐらいになるんですが、いずれは検討してみますというお話であったんですが、その件どのように検討しているのか。ウミンチュの皆さん、非常に怒りをもっているんですよ。ウミンチュの皆さんは、独自で、例えば道路工事のときの点灯する点滅灯と、ウミンチュの皆さん独自で向こうに車を持って行って置いて、これを目印にしているんですよ。そこまでやっているということなんですよ。

村長、当時は前田村長のときですか、あの時分から依頼はしているんですけど、この件は検討してみます。こればかりで全然やってない。そこをぜひ村長、しないのか、するのか、あるいは今回の関連する事業で何とか手立てできる思うんですが、その辺どう考えているのか、村長ぜひよろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。この件に関して、以前、東江議員の方から私の方にもお話があって、担当を通して必要かどうかというのも含めていろいろ調査した結果、そんなに必要ではないよという意見もあったということで伺ったものですから、なかなか進まないでいるんですが、それとはまた別に今度は航路の電球が結構切れている部分があるということで、今回、一昨日そういう話があったものですから、その修繕も含めて、いまおっしゃった立標も含めて再度、漁民の意見も聞きながら整備できるように進めていければと思っています。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 43 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

私の方からは、3点ほどですけれども、お願いしましょう。

まず、25ページ、予防費の方なんですけど、これはあえて答弁はいいかなと思うんですけども、課長、「健康フェア」という片仮名の文字、「フェア」と「フェア」が二つありますので、どちらかだと思いたすので、少し統一した方がいいかなと思います。

私は、「フェア」の方は、後ろの棒は消えるべきじゃないかなと思って、いろんな行政関係も全部「フェア」で、真ん中の需用費の「健康フェア」になっているはずですから、これは答弁はよろしいですから、後程お願いします。

それと30ページ、18節トライアスロンの420万円、これは申し訳ないですけども、成り行きから見ると予算が赤字になっているという感じに見受けられますので、正確にどういう形の成り行きなのか、どういったことでこうなっているのか、お願いしたいと思います。これ詳しく説明して下さい。

そして教育費の38ページ、給食センター、賄材料費、今回129万円になっていますが、これは昨年の予算も全部照らし合わせしてみたら、今回これだけでも補正したら、最終的には50～60万円ぐらい増になると思います。

今回150万円不足していますので、これ3月ぐらいまでの見込みだと思うんですが、物価上昇、生産物の高騰、いろんなことがあっての原因なのか、生徒数とかは変わりはないと思うんですが、どういうことでそういう状況なのか、それと予算が最初見積が甘かったのかどうか、その辺りをちょっとだけ教えてほしいと思います。

というのは、無償化にして大変村民も助かっているわけですが、それが今後これから物価上昇に対してまたさらに上がるんだということになっていくのか、あるいはまた地産地消のことも考えながら、給食センターの材料なども考慮に入れてやっているのか、そのあたりの説明までお願いしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

住民福祉課から25ページの文字の方の確認なんですけれども、「健康フェア」が正しいので、予算書の方は次回から訂正したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

ご質問のトライアスロンの420万円の補助金の増額補正についてご説明申し上げます。

現在、収入見込み額が1,664万8千円ほど予定しております。それに対して支出の見込み額が2,070万円ほど、未払い分も含めての予定額でございます。それで400万円弱の不足がいま生じるということになっております。

今回のトライアスロンに関しましては、当初見込んでおりました1,000万円ほどの参加料が4年ぶりの開催にあたりまして、300人弱に定員を設けたということで、400万円ほどの参加料の減がそこにあります。

もう1点、初めて自衛隊さんをいまお願いして協力してもらったんですけど、自衛隊さんに係る予算が、これは今回初めてなんですけど、約50万円弱、あと医療に関して、今回仮設の診療所、これは保健所に届けて、完全な医療行為ができる診療所を設けました。そこで約20万円近く新たにまた費用が発生したと。

4年ぶりの開催とあって、いろんな方面でも医薬品とか、その辺も使用期

限が切れたり、そういうこともあって、今回の420万円の補助金の増額を提出しております。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、東江隆路君。

教育振興課長（東江隆路君）

ただいまのご質問にお答えいたします。需用費、賄材料費の増額補正の件なんですけれども、当初予算の見込みを超える食材費の高騰がございまして、その高騰分に対応するための増額補正というふうになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

まず、30ページのトライアスロン、今回のトライアスロン、皆さん大変お疲れさまでした。大成功だったと思います。選手の皆さんも大変喜んでいたことだと思います。

また、大会内容を一日やってみて、見直すべきところも多々あったらと思います。そのあたりはまた実行委員会の方でぜひ頑張っていたきたいと思います。

ここに今回420万円出ているのは、なかなか予算としては見ないですね。

というのは、いま説明があったんですが、600名の予算計上して、歳入が300万円ぐらい入ってない。ということは300名でも600名でもどうして同じ予算がかからなければいけないのかということが疑問でありますよね。

しかし、そこにいま50万円とか、自衛隊とか、医療機関とか設置したと言うんですけど、これも100万円ぐらいかかってないと思うんですよ。

そもそも4月の予算段階において、これはいつ頃300名にしたのか。私たちは300名にしたら、この予算書からすると、予算は余ることになると思ったんですけれども、例えば、普通だったら人数が少なくなるわけですか

ら、会費は2万円変わらないわけですよ、1,000万円ぐらいになるはずですから、300名といたら、600万円ぐらいになるんですが、食材費とか、そういったところは全部減になるような考えがするんですよ。

そしてタイム測るウォッチというんですか、そのあたりが600名の計算でされているはずですけども、これも同じように600名でそのままやったということ。

私は先程村長の挨拶の前にトライアスロンの予算のことをちょっとだけ触れていましたね、予算が本当に足りるのかという心配もあったということだったんですか。そもそも予算が不足するということを知っていたんですか。300名にしても足りないなということになってる。歳入は300万円入らないということになると、2,000万円入るべきですけども、減になるということで、そのまま実施したということで、今回12月になってここに補正であがってきていますよ。

そのあたりは私たちに納得できるような形で再度やってもらわないといけないと思っています。なぜ、こういう経緯ができたのか。私は、どうしてこの400万円が出てきたのか。実際、行政担当したときもありまして、減多にそういうことはなかったと思っている。

今回いろんなことで寄附金等々もたくさんあったということは伺っています。それでも当初予算化したのは70万円だったと思いますよ、補助金。

それぐらい余裕があるから、皆さん前回の予算は十分あるという見込みでやったと思います。それがいまこういうことになったこと、こういうふうになった理由、この中で一番重点になるのをもう一度課長、いま私が言った部分の方、抜けているものがあるのかどうか、これ重点的にどこなのか、もう一度教えて下さい。

そして賄いの方、教育委員会さん、これは4～5年前から無償化、無償化して、いまこうなっていますけれども、例年と同じような予算だと思っています。この上限があつてですけども、ちょっと気になったのは900万円から1,000万円前後でこれまでずっとやっていたわけですね。これが今回、約1,200万円ぐらいなる予想なんですね。

来年もまたちょっと上がるのかどうか、物価高騰とか、いま課長いろいろ値上がりとか、そういったことがあるわけですね。

そのあたりを今後、給食センターの方では調理師さんはちゃんと数えて、年間、これから見ると、約50～60万円ぐらいになるような感じがしますけれども、そのあたりはそれが続いていくのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

ただいまの質問に再度お答えします。今回の開催にあたりましては、300名に定員確定しましたのは、総会を持って、4年ぶりということで、島の宿泊のキャパ、観光協会さんがそのデータを持っているんですけど、そこに合わせた形でいまの定員数になりました。

その時点で最初の参加料については1,000万円近く計上されていまして、落とすべきだったのかと、いま振り返れば思います。

それと新たにさっき自衛隊さんと発生した経費というのがあったと話しましたが、そこで大体150万円ほど新たに今大会、通常とは違う経費が発生している部分があります。

食料費に関しても、食料部の方は頑張ってください、人数を減らしての積算をしまして、物も作ったりした次第であります。

過去の実績を辿っていきますと、やはりトライアスロン大会は、人数が600名であろうと、300名、500名であろうと、大体2,000万円近くで推移しているのが資料を見ますとあるんです。そこで今回、協賛金に関しても通常の約2倍、約400万円近く、通常ですと200万円近く集まるのを2倍近く集めております。

そのような努力もした結果ではあるんですけど、やはりトライアスロン大会としては、2,000万円近くの費用が毎年そこにはかかっていくんじゃないかなということだと思えます。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、東江隆路君。

教育振興課長（東江隆路君）

ただいまのご質問にお答えいたします。賄材料費に関しては、9月までは実績が出ているんですけれども、10月以降、やはり食材費の高騰、値下がりする兆候がまだ見られないことから、その部分を見込んでの今回の増額補正というふうになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

わかりました。説明は全部受けましたので、トライアスロンに関して、私ちょっと専門的な名前を忘れたんですね。皆さんが使っているウォッチと言っておきましょう。600名、今回300名使おうが同じだったということで解釈をいします。それでいいわけですね。

というと、600名だろうが、300名だろうが、2,000万円使うという予想ということですので、いろいろ寄附等も頑張っていて、当初予算の方は、補助金は少ないなということもあって、皆さんが頑張っている努力は評価したいと思います。

今後に向けて、来年に向けて、さらにまたこのような形で2,000万円ぐらいはかかるということになるという想定でしたら、それなりの予算化をしてもらって、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

そして教育委員会の賄いの方ですね。私はちらっとだけなんですけれども、ある日、給食センターの方にどうですかということで声掛けしたときに、要するに島の地産地消、島の食材、そういったことも前にいろいろあったんですよ。使っているか、使っていないかということですね、多分使っていると思いますよね。

そのあたりを多く利用する農協さんと提携して食材に使ったりして、物価高騰を抑えたりもできるよということになったんですけども、それをやりますよということも聞いております。

そのあたりは子どもたちの献立を少なくしなさいとか、そういったことで

はありませんので、思い切った調理献立をできるように工夫して予算の方もそれなりにかかるんでしたら説明をして、予算化もしてほしいということでもあります。以上をもって質疑を終わります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時59分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7

議案第64号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第64号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,440万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,155万9千円とするものであります。

歳入につきましては、10款繰越金で、前年度繰越金2,440万1千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で沖縄県人事委員会勧告による人件費の増やシステム改修業務の委託費等で122万1千円の増額、9款諸支出金で令和4年度事業実績報告の確定に伴う保険給付費返還金で2,318万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月12日、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第64号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第65号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

それでは議案第65号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,441万8千円とするものであります。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料で87万3千円の増額、5款繰越金で、前年度繰越金72万8千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で保険料負担金109万7千円の増額、3款諸支出金で過誤納付返還金8千円の増、4款予備費で49万6千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月12日、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第65号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第66号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第66号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,134万3千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金で一般会計からの繰入金として、一般管理費減額に伴う447万4千円の減額、5款繰越金で、前年度繰越金755万2千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で会計年度任用職員報酬等447万4千円の減、2款事業費の備品購入費で軽トラック購入費用の不足分34万7千円の増額、6款予備費で720万5千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第67号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第 6 7 号・令和 5 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明をいたします。

令和 5 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算総則第 1 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 9 7 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 8 4 7 万 8 千円とするものであります。

歳入につきましては、4 款繰越金で、前年度繰越金 9 7 万 6 千円の増額となっております。

歳出につきましては、2 款事業費で汚水枡設置工事費 2 3 万 2 千円及び非常用ポンプ購入費 6 2 万円の増額、4 款公債費で償還金利子及び割引料 1 2 万 4 千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和 5 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

6 ページ、工事請負費の汚水枡設置工事で 2 3 万円ぐらいですか、これはどこか新設要請があった箇所でしょうか、確認したいと思います。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。汚水枡設置工事、こちらは内花区において新築住宅の建設に伴い、宅内枡の集排接続への枡設置工事になっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この汚水枡の設置、これ新設するときには条例との絡みがどうなっているのか。そこも含めてちょっと説明願えますか。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。こちらについては、集落排水事業で村内ほとんど宅地だったところにも枡設置がされております。そういった兼ね合いから申し合わせにおいて新しく新築する場所については、宅内枡まで接続は村で負担するという形で計上しております。条例上では接続者の負担という形にはなっております。

いままで集排事業でほとんど宅地とか、空き地とかも含めて設置されている状況があったんですが、新しい場所に設置する場合には、今後も接続に関して、できるだけ集排を活用してほしいということで宅内枡までの接続は村で負担するという形で進めていきたいと思っております。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

条例上は確か私ちょっと条例は調べてないんですけど、設置する側が枡までもというような感じがしていたんですけども、既存の設置している分については別に構わないですよ。新しくする場合は、新築、例えば配管がなくて新築する場合も住宅を造る側がするという条例上はなっていたんですが、これが明らかに何メートル、20メートル、30メートル、本管まで、こういうところはいま言うようなものが通じると思うんですけど、そこら辺の区

別がまず条例を確かめて見て下さいよ、そうなっております。そこをどういう具合に皆さんが協議するのかということになっているはずだろうと思いません。これは水道についても同じですよ。これもう一度ちょっと。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

議長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。議員言われたように、本来であれば設置者が新しく設置する場合には負担するべきものではありませんが、但し書きにおいて、村長が認める場合には、村が負担できることとなっております。

今回、工事予定地は当時敷地が下がっていて、集排接続されてない状況がありました。

今回、新築に際して、ある程度高さが取れるということで、その分を今回、村の負担ということで接続、設置工事費を負担することになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

協議の結果によっては、村長が認めるものということについては、そうでもないということはわかります。

これが例えば水道でしたら本管が通っているということで、実際、施工させたらそこではないと、いま言うような10メートル、30メートルも掘り起こしてやったというケースもあるわけですよ。

だがしかし、村の図面が本管の設置状況がわからなくて、実際はお家の側にあったというケースもありますので、そこを新設する側が負担するとなる

と、大きな工事費の負担増になりますので、そこら辺も含めて、村長が認めるものということで対応できるものは住民に負担かけないような方法はぜひやってもらいたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

私さっき、そのまま引き続き1、2点確認するつもりだったんですけども、申し訳ないです。課長、これ私予想するに、たぶん内花区のまだ接続されてなかった分かなって思っていました。部落に入った場所の住宅の後ろ側だと思います。ここ当時勾配が取れないということだったんですが、今回設置できるということは、これは工法をいまできるということなんですが、何か他の工法があるんですか。それとも勾配は元々いけたんですか。それともいまできるということは、別に勾配は元々できる場所だった。向こうだけではなくて、向こう下の方に勾配が取れないところが2～3件あると思うんです。そのあたり今回の工法はどうなっているのか、ちょっと確認したいと思います。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

工法が変わるとかではなくて、新築に際して地盤が上がった状態なので、高さが合うようになったということです。新しい工法とかを使うとかではなくて、いま現在、新築に際して高さが集排に接続適用するという形で接続になります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第68号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第68号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、191万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,040万8千円とするものであります。

歳入につきましては、5款繰入金で191万1千円の増額となっており、一般会計から自動車航走コスト負担軽減事業繰入金となっております。

歳出につきましては、1款総務費で沖縄県人事委員会勧告による人件費等35万6千円の増額、2款船舶費で職員採用及び沖縄県人事院勧告による人件費等675万6千円の増額、6款予備費で520万1千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第69号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは説明いたします。議案第69号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

伊是名村職員の給与に関する条例(昭和58年条例第4号)の一部を別添のように改正したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項

第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年12月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、沖縄県人事委員会の給与勧告、他市町村の状況等を考慮し、本村の職員の給与を改定する必要があり、本案を提出いたします。

改正内容についてですが、次のページ、第1条において、改正部分については朱書きされておりますので、わかりやすいかと思います。

第19条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の率を100分の67.5を100分の70に改定する内容です。

そして、第20条第1項の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の率を100分の97.5を100分の107.5に改定する内容となっており、そして同じく定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の率を100分の47.5を100分の50に改定する内容であります。

さらに下の給料表なんですけど、月例給について若年層の水準を中心とした引き上げる改定となっており、別表第1の行政職給料表、別表第2の海事職給料表、別表第4の医療職給料表の改定を行うものであります。

そして、その第1条の施行期日についてですが、改定給料表の適用については、令和5年4月1日から適用します。

そして手当の改定については、令和5年12月1日からの適用する内容となっております。

次、第2条の内容なんですけど、第2条については、手当のバランスを取るために、令和6年度から6月期及び12月分を同じ割合にするための改正となっており、施行期日は令和6年4月1日からとなっております。以上が主な改正内容です。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

議案第69号かがみ文の提案理由の方ですけれども、これ過去見たら、ほとんど同じ内容の文であります。人勧はある年とない年もあるわけです。ま

た、2ページ、3ページの方も見ると、4～5年前の文面の定年前とか、そういう制度ができたということで、その名前が入っているような感じがします。以前は、そういう定年前とかは入ってなかったです。

そこでちょっと確認したいのは、まずかがみ文の提案理由、これは私もちろん過去のを全部見ながら、他市町村をちょっと見てみたんです。

皆さん、他市町村の状況等を考慮するとあるんですが、私はほとんどの地域では職員の給与等に関する条例を改正する必要があるとか、改定に伴うとか、そのような言葉づかいで伊是名村の職員のものだということを明記するのがいいのかなと思う次第でありますけれども、別にまた聞きたいのは、この市町村の考慮というのは、どういう市町村の考慮なのか。このあたりをちょっと説明をしていただきたいと思います。

これは私のあれなのか。皆さんそれでいいと言うんでしたら、別にいいと思います。

次の表です。今回、まず1条の方が少しアップするわけです。そして2条の方は少し減になるんですか。今年度の遡る4月からの分と、来年の4月1日からの分に分けられるはずですけども、今回この人事勧告が12月に行われています。本来でしたら、11月にすれば12月に払えるとなるはずですが、過去7、8年前に大きな指摘がありまして、11月にしなければいけないということで11月に前後やったつもりだったと思いますが、これが今回11月内には調整しようということで、村長も一生懸命日程を取るということだったんですが、できなかつた。ということは、今回、皆さん専決処分もできなかつたわけですけども、これは専決処分もできる事案なのかどうか、そのあたりと、今回12月に定例会で行われましたので、12月分はどうなるのか、この3点をまずお伺いしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。まず最初の提案理由、次のものにも関連するかと思うんですけど、他市町村の状況等を考慮するという文言なんですけれども、いま

まで慣例と言いますか、理由を説明してきているわけですがけれども、いま議員おっしゃったように、いまうちの方で把握しているのが、ちょっと関連するんですけど、11月にやった村があるということも伺っておりますけれども、他の市町村を聞いてみると12月で行うということもありまして、こういった他市町村の状況等という文言をいま入れております。

これは4月1日から適用しますので、今回の12月の方には適用してございませんで、今回あげて、また次年度一旦1条であげて、2条で下げるんですけれども、そのまま適用すると0.5ポイントほど上がりますので、一旦2条で下げるという条例の方をあげております。

すみません、訂正します。適応はしているんですけれども、この給料の差額分については4月から行うということであります。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時47分

議長（潮平そのみ）

再開します。

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

補正も全部この条例に基づき、人事院勧告に基づいた補正された給料額、ちなみに総額合計いくらぐらいなるんですか。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時49分

議長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。今回の改正でいま一般会計だけで申し上げますと、約470万円ほどになります。1月からはまた普通に支払いしますので、遡及4月から12月分を1月でということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

わかりました。人勸は、先程申し上げたとおり、社会情勢とか、あるいは民間企業等々を勘案しながら、社会情勢をみての国からの人事院勧告ということになっているはずです。

こうして久方ぶりに給料表を見てみたら、16万円台になっている。初任1級1号の方になっているのが久々だなという感じがしますけれども、そういうことで給料の方もアップするということは、職員の評価に伴って激励しながら、また、ぜひ村長先頭になって、一生懸命頑張っていただきたいということで、この質疑をしておりますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 5 1 分

再開 午後 3 時 0 6 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第 1 3

議案第 7 0 号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第 7 0 号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

伊是名村国民健康保険税条例(昭和 4 8 年伊是名村条例第 1 1 号)の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 3 1 号)の施行に伴い、令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置等が講じられるため、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、本案を提出します。

条例改正の概要は、次ページにありますとおり、改正前、改正後の対照表のとおりであります。出産する被保険者に係る産前産後の期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料の減免に関する規定及び関係条項を追加する一部改正であります。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

休憩します。

休憩 午後 3 時 0 9 分

再開 午後 3 時 1 0 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ただいま提案理由の最後の方で、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるとなっておりますが、この税の方を取っ払って、保険条例の一部を改正する必要があるに訂正をお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

質疑ありますか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第 7 0 号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 0 号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 3 時 1 1 分

再開 午後 3 時 1 4 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

先程の発言で村長から訂正がありますので、これを許します。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ただいま議決いただいた議案第 7 0 号なんですけれども、タイトルが伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例となっておりますが、これを伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が正しいということになっております。そういうことで、かがみ文、また、新旧対照表においても全部税が一文字が抜けている箇所が何カ所かありますので、まずそれはあとでまた差し替えいたしますけれども、先程の議決いただいたものについては、税が入っていたということでご了解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 3 時 1 5 分

再開 午後 3 時 1 8 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第 1 4

議案第 7 1 号・伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第 7 1 号・伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別添のように制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年12月12日、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村簡易水道事業及び伊是名村農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例の制定及び改正を行う必要があり、本案を提出いたします。

次、次ページ以降、条に従って若干内容を説明していきます。1ページの第1条では、伊是名村簡易水道事業の設置に関する条例の制定となっており、地方公営企業の財務規定等を適用するにあたり、新たに条例を制定するものでございます。

3ページの第2条では、伊是名村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例となっており、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとなっております。

5ページの第3条においては、第1条の簡易水道事業の設置に関する条例と同様、地方公営企業の財務規定等を適用するにあたり、伊是名村農業集落排水事業の設置に関する条例を新たに制定するものであります。

7ページの第4条においても、第2条の簡易水道事業の剰余金の処分に関する条例と同じく地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分等に関し、必要な事項を定めるため、伊是名村農業集落排水の剰余金の処分に関する条例を制定するものであります。

9ページの第5条、伊是名村簡易水道事業給水条例の一部改正及び10ページ、第6条伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、1条及び3条において新たに制定する条例と現条例で規定する条文との重複箇所を整理するものでございます。

改正箇所については、新旧対照表のとおりとなっております。

12ページの第7条においては、伊是名村監査委員条例の一部改正についてですが、公営企業会計へ移行する簡易水道事業及び集落排水事業の監査の

実施について規定する改正となっております。

13ページの第8条では、簡易水道事業及び農業集落排水事業が特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、特別会計を廃止するもので、伊是名村簡易水道事業特別会計条例及び伊是名村農業集落排水事業特別会計設置条例を廃止する条例となっております。

最後に、附則についてですが、施行期日が令和6年4月1日となっております。

なお、詳細につきましては、添付しております条例制定案、条例改正に伴う新旧対照表、条例廃止案のとおりであります。

伊是名村簡易水道事業の設置に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月12日、伊是名村長 奥間守。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

条例の中身の質問ではないんですけど、ちょっと教えてもらいたいですけど、現在、簡易水道事業とか、農業集落排水事業で若干わずかばかりか未収金とかがあると思います。こういった未収金が残っている状態で公営企業会計に移行するのに何か不都合な点とか、そのままスムーズに未収ありがあがってくるのかちょっと教えていただきたいです。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

ただいまの高良真伊議員のご質疑にお答えいたします。現在、4月から法適用企業ということで会計が移るわけですがけれども、実際、これまでも行ってきたように3月分の料金発生については、発生した翌月にお支払いをいた

だいているということもございまして、現在の未収金に関しても同じような扱いということになっていきます。

なので、今回は3月31日をもって打ち切り決算ということになりますので、3月分につきましては、そのまま未収金の段階となっていきます。

なので、過年度、また現年度の未収につきましても次年度の未収の方で計上扱いになっていくということになるかと思えます。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号・伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号・伊是名村簡易水道事業の設置等に関する条例及び伊是名村農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後3時28分）

令和5年第4回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和5年12月13日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和5年12月13日	10時00分	議長 潮平そのみ
	閉会	令和5年12月13日	15時32分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

8番	伊禮正徳	1番	高良真伊
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和5年12月13日

村内視察
一般質問
伊是名村議会議員の請負の状況の公表に関する条例
米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議

令和5年第4回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序 令和5年12月13日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		村内視察
2		一般質問
3	発議第6号	伊是名村議会議員の請負の状況の公表に関する条例
4	発議第7号	米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議

令和5年第4回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
高良真伊	1. 海外短期留学再開について 2. ふるさと納税での自治会支援について 3. 保育料の無償化について	教育長 村長
東江源也	1. 村の税収について 2. 村内在宅医療について	村長
上原長良	1. 村内、主要道路の道路標示やアスファルト舗装の整備について 2. 村道アーガノ下線の道路整備について	村長

議長（潮平そのみ）

これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

これより全議員で村内視察を行います。

視察後、午後2時より一般質問を行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午後 2時00分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2

一般質問を行います。3名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

こんにちは。新議場でのトップバッターでの質問、やる気が湧いております。やる気が空回りしないように頑張りたいと思います。

それでは、一般質問通告書を読み上げて質問に代えさせていただきます。

質問事項1.海外短期留学再開について。

質問の要旨、令和2年より中止が続いている、沖縄タイムス主催海外短期留学は来年度は再開されるのか。また、中止年度の生徒は派遣されるのか伺います。

質問事項2.ふるさと納税での自治会支援について。

うるま市ではふるさと納税で自治会を支援する、「ふるさとうるま自治会活動応援事業」を行っているようです。これは県内初の取り組みとのこと。支援したい市内の特定自治会を記入し寄付金を納入すると、全額が自治会に補助金として交付されるとのこと。伊是名村も取り入れてはどうか。

また、うるま市ではNPO団体へも同様の制度活用がなされているようで

す。伊是名村も、各種団体があり、島内外で活動しております。これらの各種団体へ制度準用できないか伺います。

質問事項3. 保育料の無償化について。0歳～3歳児未満の保育料の無償化ができないか伺います。以上、3点答弁を求めます。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、高良真伊議員のご質問である1つ目、海外短期留学の再開についてにお答えいたします。

沖縄タイムス社主催海外短期留学の再開についてであります。現時点において令和6年度の実施は決定しておらず、株式会社タイムスアドネクストに問い合わせたところ、現在、検討中であり、1月頃を目途に判断したいとのことでありました。

沖縄タイムス社の検討結果を踏まえ、当該事業の実施について判断したいと考えております。

また、中止年度の生徒の派遣についてであります。令和2年から令和5年までの当該事業が中止となっておりますので、新たに派遣対象とすることは困難であると認識しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

私の方で2点目、3点目について、高良真伊議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のうるま市がふるさと納税の制度を活用して、令和3年10月からスタートした、ふるさとうるま自治会活動応援事業を本村にも取り入れてはどうかというご質問についてですが、村における人口減少や高齢化により、自治会費が減少し、各区から燃料費高騰による電気代などの運営費や活動に苦慮しているとの声を聞いております。

これまで村独自で各集落への美化活動等における助成や、事業活用した助

成も行っておりますが、運営費等を確保するための新たな手段として議員提案のふるさと納税での支援については、地域の活性化を図るためにも村としても前向きに検討してまいりたいと思います。

村としては、特定の自治会ではなく、全自治会を一つの自治会として捉え、寄付金を募り、人口割などを勘案した後に全自治会へ平等に配分していく仕組みを考えていきたいと思います。

次に、うるま市でNPO団体へも同様な制度活用がなされていることについては、確認したところ、令和5年10月から対象団体を募集し、令和6年4月に申請、交付する流れになっているようです。

このことを村の各種団体へ制度を準用できないかのご質問ですが、うるま市では返礼品の製作、手配、発送等に要する一切の費用をNPO団体が負担することになっているとのことで、村の各種団体でもそのような対応ができるのか懸念されます。

また、現在、村から助成を行っている団体もありますので、活動実績等を踏まえ、制度として活用できるのか検討してまいりたいと思います。

次の保育料の無償化についてお答えいたします。まず、本村の幼児教育、保育の無償化の現状については、令和元年10月より村立保育所3歳児の保育料、主食費、そして副食費、村立幼稚園4歳、5歳児の幼稚園保育料と預かり保育料を村単費で補填している状況にあります。

村立保育所の支給認定利用者負担額、いわゆる保育料を決定するにあたり、国の制度において3歳以上が無償となりますが、村条例においても就学前の園児、幼稚園児を第1子とみなし、兄弟がいる世帯については、1子目を全額負担、2子目、半額負担、3子目以降、全額無料、さらに非課税世帯についても全額無料となっております。

また、年収360万円未満の世帯においては、生計を一にする子どもが複数いる場合、多子計算に係る子どもの年齢制限を取り払い、二人目半額、三人目以降、無料としております。

なお、支給認定利用者負担額については、無償化前の平成30年度には780万円、今年度は500万円程度の収入を見込んでおります。

保育所を運営するにあたっては、年間6,000万円程度財源を支出することから、保育所保育料は大切な収入源となっております。

議員質問にあります0歳から3歳児、3歳未満児の保育料無償化については、財源の確保が課題となりますので、財政状況などを勘案し、検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時10分

議長（潮平そのみ）

再開します。

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

1点目の海外短期留学再開についてということで、毎年沖縄タイムス主催でこれまで海外短期留学を派遣しております。

教育長の答弁によりますと、来年度は決定してないと、タイムスの検討次第でまた判断したいという答弁だったと思います。

これについて、今年コロナ禍ではあるんですけど、米国に留学された自治体があります。南城市海外短期留学2023、これは南城市海外短期留学等実行委員会が主催となって、6市町村から合同で留学させたみたいです。

これ6市町村、北部の方から東村、伊平屋村、大宜味村も含まれております。これについてご存知でしょうか。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいまの高良真伊議員の質問にお答えします。先程、真伊議員からありました短期留学については承知しております。

そのことについては、沖縄県内、正式名が沖縄県内市町村海外短期留学実行委員会という名目であります。南城市が中心となっており、今年度から伊

平屋村、あるいは大宜味村が参加しているということで、伊平屋村の教育長へ問い合わせをしました。

そのときにやはりやっているということで、ただ違いがある一つは沖縄タイムス社はホームステイ、南城市を中心にやっている海外短期留学はワシントン州立大学の寮に入っているということで、少し趣旨がちょっと違うということで、いまの段階では検討しておりません。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

これはタイムスの新聞記事にもなっておりまして、教育長の方も行われているというのは認識していると了解しました。

これを利用するかどうかはまた検討ということですので、生徒の方からしたら、タイムスでも他のものでも海外に行ってみたいという気持ちかなと、タイムスだから行きたいとか、そういう気持ちは中学生はさほどないのかなというふうに思います。

タイムスかどうかの理由は、村の事情かなというふうに思いますので、来年度、タイムスが来年1月判断なければ、ぜひ、こういった制度も利用して検討していただきたいと思います。

あと中止年度の生徒は派遣されるのかというのは、これはちょっと困難であるということですので、令和2年、子ども議会だより2号、当時、いま高校3年生なんですけど、高校3年生が中学3年生のときの子ども議会で海外短期留学、コロナ禍が明けて来年ダメだったら再来年でも行きたいという熱意、私はこの文面を読んで熱意を非常に感じております。

教育長は、困難という、財源の問題とか、いろいろあると思うんですけど、個人的には気持ちとして、この子どもたちに申し訳ないなというお気持ちはあるか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ご質問にお答えします。令和2年度、いま現在、高校3年生の強い思いがあり、高校1年になっても短期留学を認めようということやってきました。ところが、実際にコロナ禍の中で中止になりました。本当に行きたいという気持ち、すごく感じています。

ただ、残念ながら厳しい状況の中では行かすことができなく、心苦しく思っております。また、過年度についてもいっぱい高校3年生、高校1年生いますけれども、やはり予算面とか、様々な審査とか、そういうのがありますので、ちょっと厳しい状況ありますけれども、過年度の卒業生は控えていただくことにしたいなと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

了解しました。今回、一般質問で質問するのは5回目なんですけど、執行部の手元にノーと答えがあったら、私はいくら思い、熱意をもって話しても、なかなかこの場でじゃやみましょう。高良真伊議員の熱意、くみましようというにはなかなかいかないなというのを私感じておりますので、育英基金、約6,660万円あります。これを利用することも検討していただいて、また現高校1年生、2年生、3年生の中からたくさんとは言わずに、若干名でも高校生を派遣する留学制度がありますので、検討をしていただきたいということを願って、この1番の質問を終わりたいと思います。休憩をお願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

議長（潮平そのみ）

再開します。

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

2点目のふるさと納税での自治会支援について、先程村長の方から前向き

に検討していくという答弁をいただきました。

各自治会ではなくて、一旦全体まとめて、それを人数で配分するという話を聞いて、とても私この一般質問をして良かったなというふうに感じました。

前向きに取り組むということですので、ちょっと私はできないという答弁がくるのかなと思って、その準備をしていたんですけども、前向きにただけらということ。ちょっと関連して、包括支援センターの方で令和5年度に各集落回って、この区の課題とか、そういったのを聞き取りしているんですけど、区のいいところとか、課題とか、そういった聞き取りを村長されているのはご存知でしょうか、お伺いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ただいまの件については、耳にしているところなんですけど、全体の把握はしておりませんので、その辺については、担当課長から答弁させたいと思います。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの高良真伊議員の質問にお答えします。このあったらいいなという事業は、介護保険事業の住民主体事業で、地域でできることを皆さんでやっっていこうという事業で、住民主体、住民の力だけでできる事業を探していこうという掘り起こしの事業を私たちの方で生活支援コーディネーターを中心として行っている事業であります。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

令和元年5カ字集落を回って、その後はコロナ禍のために回りきれなくて、令和4年度7月に勢理客とか、内花を回って、貴重な住民の声を聞いております。これらの課題とかも、この自治会に寄付金があれば大部分が改善でき

ると確信、私しておりますので、村長のご答弁でありましたように、前向きにやっていくということで、これは来年度可能なんでしょうか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

今日の質問は、ふるさと納税での新たな枠を設けてできるかどうかということでしたので、まず、それについては僕らいまからまたいろいろ準備を進めていかないとできませんので、新年度に向けて間に合うのかどうかはいま即答はできませんけれども、できるだけ早めにふるさと納税でのものは考えていきたい。

でなければ、いま言う地域が活性化しないと、村の活性化もありませんので、地域の活動を支援するために、そういういまふるさとの制度が確立される前に新年度に向けて、もし一般での対応ができるのか、その辺も検討して、早ければ新年度予算で一部助成ということは検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

NPO 団体とか、そういった各種団体ということで、尚円太鼓とか、フラダンスとか、三線クラブ、老人クラブ連合会、島内外で活動しております。助成しているということで、いまは検討していないということですので、ご存知でしょうか。5 月 25 日付けのタイムス記事に南城市、こちら地域課題に取り組む団体に助成金を出すため、9 つの団体からプレゼンテーションを行って、その審査委員が中学生だったようです。内容が良ければ助成金を出すという、中学生の審査委員、審査した中学生の感想、どの団体も市を活性化しようという考えがあって良かった。税金を使うので、市民のためになる事業を選びたいと、とても中学生にとっても、こういった取り組みは良かったのかなと、ぜひ今後、こういった各種団体ありますので、制度という

のができるように希望して終わりたいと思います。ちょっと休憩をお願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時24分

議長（潮平そのみ）

再開します。

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

3点目の保育料の無償化について、財源の確保が課題という答弁だったと思います。現在、これまでは保育料が年間780万円の収入で、最近では約500万円の収入ということです。これが財源に、6,000万円ほど財源が必要ということで、この500万円が収入に大きな役割を果たしているという答弁だったかなというふうに思います。

逆に年間500万円で0歳から3歳まで無償化できるんだなというふうに私は思いました。

500万円、執行部は500万円の収入と考えるんですけど、私は年間500万円で済むんだなというふうに思いました。この財源の確保ということなんですけど、これはこういったのはいかがでしょうか。令和5年度沖縄振興交付金事業計画、今年度予定していました「いいな運天港いちゃりばまつり」、こちらは130万円予算が組まれておりました。

また、例年の尚円マラソン大会支援事業350万円予算が組まれておりました。これも今後廃止するというふうに9月の答弁だったかなというふうに記憶しております。これが合計480万円、ほぼほぼ同額になると思います。今後、この廃止された財源を使った保育園の保育料の無償化いかがですか、村長。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 2 時 2 6 分

再開 午後 2 時 2 7 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

保育所無償化の財源について、離島活性化事業、あるいは一括交付金を利用してはどうかという提案でありましたけれども、それについては当初計画もあげて、それでまた県の主管関係部署とも調整していかないと、すぐできるかどうかというのはいまここで即答は控えてさせていただきたいと思いません。

今後その辺も検討して、できるのであれば、一応検討課題としてやっていきたいと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

先程、村長の答弁にありましたように、預かり保育の無償化や給食費、主食、副食費の無料化ですか、本村は子育てに非常に手厚い支援がなされているのは存じ上げております。

給食費の無償化は、県内では 1 3 市町村のみ、子ども医療費助成制度、高校生までの助成は 1 4 市町村のみ、また無料塾、結婚祝い金、出産祝い金等、これらの制度へ感謝しております。

0 歳から 3 歳児未満の保育料の無償化、沖縄県内どの市町村もまだ至っておりません。ぜひ、奥間村長のレガシーとして、任期中に取り入れるようお願いしております。

先日の生涯学習発表会で奥間村長は幼児教育の重要性を述べられておりました。どの親も幼児期の可能性を感じていると思います。いろいろさしてみたい、本村は幼児教育の場が乏しいのが現状です。

また、幼児教育には費用がかかります。ぜひ、保育料の無償化をし、保護

者の負担軽減を行い、保護者の更なる子どもたちへの投資に結びつけていた
だきたい。保育料の無償化、本村がそうなるよう望んで質問を終わります。
以上です。

議長（潮平そのみ）

これで、高良真伊議員の質問は終わりました。

次に、5番東江源也議員。

5番（東江源也議員）

質問に入る前に、少し声の調子が悪いので、聞き取れない面があるかもし
れませんが、ご了承下さい。

そして質問通告書に少し文字を挿入してもらいたいのですが、質問の要旨
の中の本村は現在とある後に「法定外目的税」という「法定外」を入れてほ
しいです。以上です。よろしくお願いします。

それでは、通告書に沿って質問いたします。

質問事項、村の税収について。

本村は現在、法定外目的税として環境協力税だけですが、今後は他の税目
も考えるべきだと思います。例えば、島外からフェリーで入る車には排出ガ
ス税、民宿等には宿泊税、島外入域者の環境協力税を少し上げてもいいと思
いますが、村長の見解を伺います。

次に村内在宅医療について。

本村は、少子高齢化が進み一人暮らしの方も多いようです。安心して暮ら
せる島作りの為に福祉の充実が大切だと思います。本村に、在宅医療がで
きるようなシステムを整備してはどうかと思いますが、村長の見解を伺いま
す。
以上。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

まず、1点目の村の税収についてお答えいたします。

まず、島外からフェリーで入村する車の排出ガス税の検討についてですが、
村が平成17年から全国に先駆けて導入した法定外目的税である環境協力税

は、当初、島に入域する観光客等に課税する予定でしたが、当時の自治省と事前協議を行った際に、村民を課税対象から除く法的根拠がなく、税の公平性に欠けることから認められておりません。

村民を問わず、入域する全員(高校生以下、及び身障者は対象外)に課税することになった経緯があります。

このことから課税するのであれば、島外から入る車だけではなく、本島に出て島に帰る村民の車両も対象にしなければならないと思われまます。

次に民宿等の宿泊者に宿泊税の検討についてですが、このことについては、沖縄県や他の市町村でも検討されていますので、まず動向を注視していきたいと思ひます。

村において導入を進める場合には、宿泊業者や関係者との意見交換を行う場などを設け、理解を得ながら導入に向け検討しなければならないと思ひますが、村民が利用する場合も課税対象になるものと思われまます。

次に、島外入域者の環境協力税を少し上げてはどうかとの件についてですが、前述した当時の自治省との事前協議等において、村民等との合意形成が得られることや、一回の入域について100円と少額であることから認められた経緯があるものと思ひまます。

税額を上げるのであれば、村民も課税することになりますので、今後住民説明会やアンケート調査等を実施し、検討していく必要があります。

しかしながら、本村は歳入面では依然として地方交付税などへの依存度の高い財政状況にあります。自主財源の乏しい本村において、観光立村を宣言し、観光による活性化を目指していることを鑑みると、さらなる観光施設の機能強化及び維持管理、美化保全に対する予算が必要ですので、議員のおっしゃるとおり、観光に対する法定外目的税について、新たな財源確保の方策として議論していく余地があるのではないかと考えております。

次、2点目の村内在宅医療について答弁いたします。

村民の福祉については、村が抱える課題の一つとして、議員おっしゃるとおり、少子高齢化、人口減少という大きな問題、課題があります。

特に高齢化については、人口比率から見ますと、高齢化率が34.3%と高

く、約4人に1人が高齢者となっております。

団塊の世代が後期高齢を迎える2025年以降、高齢者の多様なニーズに応える医療、介護、福祉サービスの構築が求められ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、現在、高齢者の自立支援や介護予防、重症化防止を目的とした地域支援予防事業を展開させております。

議員質問の在宅医療について、本村にはステーション等を設けて開設している事業所もいまのところありませんが、在宅医療において自宅での看取り、退院後の通院の難しい方、医療処置が必要な方が希望する場合、医師、看護師、複数の関係機関と連携し、個別ケース会議のもと、本村においては、伊是名診療所において診療の合間を利用し、医師、看護師が往診という形で訪問し、新設しております。

さらに本村においては、在宅医療を受けることができる特別養護老人ホームチゼン園があり、伊是名包括支援センターと伊是名村社会福祉協議会、チゼン園内居宅介護支援事業所等と連携し、高齢者福祉に寄与しているところであります。

そのことから引き続き医療と介護連携施策を一体的に提供し、事業を継続していけるよう努めてまいります。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

今年の文字は何かということで昨日発表になりました。やはり「税」という言葉になっていましたように、当時目的税を決めるのは、だいたい前の話ですけど、いまとはだいたい状況も変わってきている面も多々あると思います。

例えば、ある島においては、いきなり高額2千円の入島税をもらおうとか、そういった話もあるような時代になっているので、いつまでもそういった当時の税のあり方だけでは適用しないところも十分あると思いますので、いろいろ税のあり方も今後考えられると思います。

また、車の排出ガス税については、入ってくる車だけではなく、もちろん島民も負担しなければいけないと考えています。それは村内登録車両の車は年間に一度、ある程度の排出ガス税をもらうような形にして、同じようなレベルにもっていけば、そういったフェリーで入ってくる車にもこういう排出ガス税が適用されるのではないかと私は考えております。

宿泊税などについては、一人一人を宿泊させるためにいろんな面で光熱水費やら食材とか、そういったものを排出するたびに村が負担をしていろいろ処理をするわけですから、すべて入ってくる人に関しては村のある程度の負担が大きいと思います。

島民はもちろんいろんな面で税金を支払っているのですが、その辺の相殺しながらの考えで、そういった税は適用できるのではないかと考えております。

運天からの入域者の税を少し上げるというのは、必ず島に持ち込んだものは持っては帰らないです。彼らがペットボトルにしろ、ジュース、コーラ、スナック菓子など、そういったのを持ってきたら捨てるのは村に捨てて帰ります。そういったのを処理するのも村のお金で負担します。

ある島は、島に持ってきたら、自分のごみは自分で持って帰れというぐらいの島もあります。やはり村長おっしゃるように、観光立村をさせている島は、それだけ観光にも力を入れているんだということをいろいろな面で内外にアピールしながら、こういった新しい税を考えていく必要があると思います。まず、こういったことから、村長はどう考えますか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

環境協力税導入時は、平成17年ということで、もう何十年も前の話になります。今日の答弁もその当時の状況を振り返っての答弁となりましたが、あれからもう年数も経っていますし、また、その辺が緩和されているのかどうか、その辺もまた勉強もしながら、調査もしながら、いま言う環境協力税については、確かに導入してから何十年も100円ということでもありますし、少しは上げてもいいのかなというふうな考えも個人的には持っている

ころであります。

そういうことで、環境協力税にしる、先程言った排出ガス税、宿泊税、その辺についても負担を村単独でできるのかどうか、この辺も関係省庁と云うんですか、国の方ともいろいろ話もしながら、できるんだったら前向きに検討していきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

島を守っていくには財源とか、お金も大切だと思います。そういった意味で、すぐにはできないと思いますので、執行部が得意の検討するという言葉を引き出せただけで、この質問は終わりたいと思います。

次の在宅医療についてですが、これもやはり少子高齢化が進んでいき、近い将来には必要ではないだろうかという思いで質問いたしました。

現在、診療所とか、社協とかと連携を組んで、施設とかは定期的に診察行ったりとか、そういうのをしておりますが、でもそれが一人では行けない一人暮らしの老人の方も多々います。歩けない方、なかなか診療所にも思いどおりに行けないような方、そういった方などは社協とか、そういったところと連携し把握して、いま言ったような診療所とか、そういったチームで定期的に行って、少し医療のようなことができるようなことが可能になるのであればいいのではないかと考えて質問しました。

これも今後検討の余地が本当に十分あるのかだけ聞きたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの東江源也議員の質問にお答えします。いま現在、先程、村長の答弁で述べられたとおり、伊是名村においては在宅医療ができるシステム構築はしっかりできていると思っております。

例えば、患者さんが退院するにあたり、地域連携室より連絡が来ますと、

包括支援センターへその状況の連絡が行きます。そこから医師、看護師、保健センター、社協、居宅事業所等、個別ケース会議を行って、利用者にあったサービス提供をする。また医療、配食、移送サービス、生活サポーター、短期集中訪問指導、そして通所入浴指導、デイサービスというところに繋がられているかと思っておりますので、今後とも高齢者が増えていく時代に入っていきますので、この辺は連携を取って、看護師、完全な在宅医療がなくても、そのチームでしっかりと高齢者医療の方を繋げていきたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

しっかりと充実した医療体制ができているものと感じております。それが連絡が来てから行くようではなくて、定期的にいつでも回っていけたら患者さんも安心するのかなとは思いますが。

今回また在宅医療という新しいシステムみたいなのが認知されるようなことができたので、これも新たに進んでいけたらいいなと思います。その辺また村長、将来に向けて在宅医療化、いまあった新たな検討はどうですか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

いま課長の方からの答弁、先程、私の方で答弁もしました。いま村では在宅医療を進んでやっているという状況でありますので、今後も関係事業所等と連携を図りながら、さらにまた継続して実施していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

2点とも前向きな意見が十分聞けたと思っておりますので、これにて私の質問を終わりたいと思っております。

議長（潮平そのみ）

これで、東江源也議員の質問は終わりました。

次に、6番上原長良議員。

6番（上原長良議員）

それでは、通告書を読み上げて一般質問を行います。

質問事項1. 村内、主要道路の道路標示やアスファルト舗装の整備について。

質問の要旨、村内の主要幹線道路のほとんどが経年劣化によると思われる、センターライン等の白線や道路標示がほぼ消えた状態や、アスファルト舗装に凹凸があり、車両の通行等に非常に危険な状態でいつ事故が起きてもおかしくない状況にある。村民が安全で安心して暮らせる村づくりのためにも、早急に道路の安全対策を講じるべきだと考えます。この問題については、2021年9月定例会においても、同様な質問が行われています。そのようなことを踏まえ、今後の道路整備事業について以下伺います。

2021年9月定例会の一般質問後、約2年が経つが、その後の進捗状況と今後の計画を伺います。

次に、村道アーガノ下線の道路整備について。

村道アーガノ下線については保育所や塾の送迎、支援センター等に赴く時に、特に勢理客区民が利用する道路でもあり、また、役場新庁舎の移転に伴い、さらに利用頻度が増し、今では多くの村民が利用する重要な道路となっています。しかし、本線の現状は道幅が狭く、また、道路途中に幾つかのカーブがあり非常に見通しが悪く、対向車が来た時には、とても危険を感じます。

道路利用者の交通安全対策上、早急に整備を進めるべきだと考えますが、実施は可能か見解を伺います。2点について質問を求めます。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

では、まず1点目の村内主要道路の道路標示やアスファルト舗装の整備について、お答えいたします。

まず、センターライン等の白線や道路標示がほぼ消えた、消えかかった状態の道路が複数あることを承知しております。アスファルト舗装路面の凹凸については、目視で確認し、状態が悪い場所等には早急に対応し、応急措置等を行っている状況があります。

このことを踏まえ、1点目のご質問である2021年9月定例会の一般質問後、約2年が経ちますが、その後の進捗状況と今後の計画についてお答えいたします。

まず、2021年9月定例会において、3点質問されておりました。センターライン等の白線や道路標示が消えた状態にある件、そして2点目に村道南風原線から伊是名特産品（モズク）最終選別施設の入口に通る道路の安全対策の件です。そして3点目で路面劣化による舗装、アスファルト舗装対応の件が質問されておりました。

この進捗状況についてなんですが、1点目の区画線が整備できる事業があるのか。沖縄総合事務局と沖縄県道路管理課に問い合わせをしたところ、国土交通省道路局所管に係る補助事業や起債事業で実施できるものがないとの回答でしたので、他の事業を模索したいと考えております。

2点目についてですが、車線分離標を設置し、安全対策を講じております。

3点目については、村内全域で道路維持管理費用の範囲内において随時対応しているところではありますが、伊是名集落内については、水道本管敷設替工事が現在行われていることから、影響箇所についてはアスファルト舗装時に対応することとしております。

次に、今後の計画についてですが、村では現在、村道南風原線、チヂン線、上仲田線、潮平間線の道路改良工事を計画実施しており、その他の路線については、当該事業の完了時期を見据えて、新たな計画を立案し、社会資本の総合的な整備を進めてまいりたいと考えております。

次、2点目の村道アーガノ下線の道路整備について、お答えいたします。

本道路の整備は、土地改良事業と一体的に整備された農道でありましたが、後年、村道へ格上げされた道路となっております。

路線が農地と隣接していることから、さとうきびの生育とともに見通しが

悪く、また山の形状に沿った道路のため、カーブの多い路線であります。

議員ご質問の道路の整備については、道路法に基づく技術基準を定めた道路構造令により、設計及び施工されることが必要であり、現時点での整備が困難であると考えております。

また現在、先程の質問でもお答えいたしました4つの路線の整備を行っていることから、完了時期を見据えた整備計画について、庁内での検討が必要と考えており、適切な道路整備を行ってまいりたいと考えます。よって、当面の安全対策として、草刈りや雑木等の切り払いを行い、道路の維持管理を行う予定であります。

さらに、これからさとうきびの収穫作業の時期となり、大型車両の往来も予測されることから、質問がありました保育所や塾の送迎、支援センター等へ赴くときには安全面に配慮し、本路線の使用を控え、県道諸見勢理客線の利用をお願いしたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

いま村長の答弁で2年前の一般質問での進捗状況と計画の方、確認できましたけれども、その2年前の一般質問の1番目のアスファルト状況と道路標示の件なんですけれども、村長の方から応急措置を行っていたということでもありますけれども、見てみますと、応急措置されているところは、この部分のところだけアスファルトを敷いているということで、これが凹凸の原因にもなっています。

午前中の視察で行きましたら、駐在から屋部に向けての千原線ですか、そっちの方がかなりアスファルトの状況が悪くて、おそらくあれはアスファルトを整備して20年以上経っているんじゃないかと思います。

そういうことで、アスファルト舗装の耐用年数は約10年と言われていましてけれども、島のように交通量が少ないところは、おそらくそれ以上の耐用年数になると思います。

そういうことで村内道路の現況調査、アスファルトの状況とか、道路標示

の状態確認は整備する前にどのような方法で行っているのか、ちょっとお聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。現在、路面の状況が悪いというところで、午前中の視察でも指摘を受けておりますが、このアスファルトの凹凸やひび割れに関する計画としまして、舗装修繕で長寿命化を図るという計画を伊是名村の方でも策定して、実施に向けていかないといけない状況がありますので、現在、担当の方に長寿命化計画ということで、委託事業を組みまして、全路線の点検を行うということをいま計画しております。

その際、下層路盤、路盤の方から表層まで行う補助事業と、路面だけを打ち替える事業と２種類の事業がありますので、それを網羅した段階での計画策定を行い、工事の実施に向けてまいりたいというふうに考えておりますので、まず計画の策定を急ぎたいというふうに考えております。

議長（潮平そのみ）

６番、上原長良議員。

６番（上原長良議員）

このアスファルトの状況の確認、そういう方法で行っているということですので、確認できました。

道路管理台帳というふうなものがあれば、この耐用年数に応じて順次管理して行って、耐用年数が切れた道路を順次整備していくという順序にすれば、耐用年数ごとに整備ができて、また費用の予算の方の計画も年度ごとに立てて、突発的な予算の発生というのがないと思いますので、そういったところ計画的に整備を進めていく上でも、そういった方法が必要ではないかというふうに思います。

先程の質問の趣旨の中でも、村内の道路の白線が消えているという状態がありますけれども、特に南風原線からサンゲナ、ゴハ原、崎原線の一周道路に関しては、白線と道路標識がほぼ消えている状態であります。

そういうところを整備するという事は、安全対策上でもありますけれども、道が整備されていますと、島外から来る観光客あたりが島を観光しながら、島の自然を満喫しながら、また道路が非常に整備されていると観光客の皆さんの気持ちも非常にいい気持ちで、観光もまた気持ちよくできると思います。それがまた島の豊かさと言いますか、また観光のイメージアップにも繋がるとは思いますけれども、村長のそういったご意見をお聞かせいただければと思います。課長の方でお願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。区画線、白線のセンターラインだったり、路側帯の区画線という定義がされておりますけれども、現在、国土交通省所管のメニューではございませんが、村長の答弁にありましたように、他の事業を模索するという事で、現在、先程お話のありました道路台帳というものがございまして、その道路台帳をもとに総延長を積算いたしまして、それに対する白線の設置ということでの試算をして、一括交付金であったり、もしくは離島活性化事業であったり、さらに観光を目的とするものであれば、北部振興事業あたりもエントリーできていくのかなというふうに考えますが、まず、そこにつきましては下準備として、我々の建設環境課の方で資料の方を準備いたしまして、窓口である企画政策課とも協議をしながら、市町村枠というものがございまして、そういった予算の配分等も考えながら協議して、実施に向けて進めてまいりたいなというふうに思っております。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

そういった道路台帳があれば、それを活用して、島のそういった道路整備に向けて活用していただきたいというふうに思います。

それでは、次に村道アーガノ下線の道路整備についてですけれども、先程、村長の答弁にもありましたように、この村道土地改良区のサンゲナ地区に面

しているということで、キビ補助の土地の問題や、また支援センターから勢理客の方面に行きますと、右側が山ということで、いろんなそういった問題、要因があっいまのような曲がりくねった道路にはなっているとは思いますが、この道、役場が移転してきてから、さらに利用頻度が高くなっています。

そして、今後はまた消防車庫が移転してくるということでもありますので、消防車が勢理客西側地区に非常時が出た場合、どうしても消防車や救急車の緊急車両も利用すると思います。

そういった観点からも早急に整備を進めて、そういった緊急時にも対応できるような道路整備を行っていただきたいと思いますが、村長の見解をお伺いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。先程、長良議員の方からもございましたが、土地改良地区のサングナ地区の方で、ある程度、広い面積を確保する手段として、なるべく山側の方にいま道路が寄せられている状況でございます。

その関係上、午前中に視察されておわかりかと思いますが、両サイドにさとうきびが耕作されている箇所がございます。そこは土地改良施設、土地改良区の中に入っておりますので、道路整備する際には、財産処分を受けて、分筆をしながらやらないといけないという件と、あと農業振興地域に指定されている場所であると認識しております。

そこも解除手続き等も踏まないといけない、さらに保安林の解除の方もやっていかないといけないという諸々のクリアする条件がかなり山積みになっているのかなというふうに考えます。

また、さらに先程村長からありました道路の整備につきましては、道路構造令のものでございますので、それに合致するような計画にもっていかないといけないということがありますので、そこにつきましては、また県の方と調整を踏まえながら、路線指定をしていかないとイケませんので、ちょっと整備に至るにはかなり時間がかかるものなのかなというふうに考えておりま

す。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

村道アーガノ下線の整備については、かなりいろんな問題というか、クリアすべきことはあるという状況はいま確認できました。

先程も申し上げましたとおり、どうしても西地区、勢理客地区においては、この道路というのは、今後、さらにいろんな非常時のときなどに必要になる道路だと思いますので、ぜひ整備を進めて、そういった地域住民の安全安心で暮らせるような状況を作っていただけることをお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（潮平そのみ）

これで、上原長良議員の質問は終わりました。

休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第3

発議第6号・伊是名村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

発議第6号

令和5年12月12日

伊是名村議会議長 潮平そのみ殿

提出者 伊是名村議会議員 上原長良

賛成者 伊禮正徳

伊是名村議会議員の請負の状況の公表に関する条例

上記の議案を別添のとおり、地方自治法第112条及び伊是名村議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

提案理由、地方自治法が改正され、議会議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、村に対し請負をする議員が当該請負の対価として会計年度に村から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、条例の制定が必要であり、本案を提出します。

条例の内容は、これまで議員は自治体と請負契約を締結することができなかったが、地方自治法の改正により、その規定が緩和され、総額で300万円以下であれば、請負が可能となりました。

ただし、請け負った場合は、その旨を翌年度の6月1日から31日に議長に報告することが義務づけられ、その内容を規定したものとなっています。

条例の内容は、お目通しの方をよろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号・伊是名村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第6号・伊是名村議会議員の請負

の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4

発議第7号・米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

発議第7号

令和5年12月12日

伊是名村議会議長 潮平そのみ殿

提出者 伊是名村議會議員 前川秀和

賛成者 高良真伊

米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

なお、決議書を読み上げて趣旨説明といたします。

米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議

去る11月29日午後2時40分頃、米空軍横田基地所属CV22オスプレイ1機が鹿児島県屋久島沖で墜落し、搭乗員全員死亡という重大な事故が発生した。

今回の墜落事故は、一歩間違えれば県民の生命と財産に重大な被害をもた

らした可能性もあり、事故発生後も県内上空をMV 2 2 及びCMV 2 2 の構造的欠陥が疑われるオスプレイ同機種が飛行し続けることは、県民の不安を増大し看過することはできない。

よって、本会は、県民の生命と財産を守る立場から、CV 2 2 オスプレイの墜落事故に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因が究明されるまで、CV 2 2、MV 2 2 及びCMV 2 2 のオスプレイ同機種の飛行を停止すること。
- 2 事故原因を早期に究明しその結果を速やかに公表し、再発防止策を講ずること。
- 3 事故発生時には、迅速かつ正確に、機体に関する危険性などの関係情報を含め速やかに提供すること。
- 4 普天間飛行場の一日も早い返還を実現すること。
- 5 日米協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。

令和5年12月12日

沖縄県伊是名村議会

あて先

駐日米国大使

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

在日米国総領事

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

以上。

議長（潮平そのみ）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第7号・米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、発議第7号・米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

12月12日から始まりました、令和5年第4回伊是名村議会定例会は、予定されていた議案が議員各位及び執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで、令和5年第4回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後3時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員